

別表の長野県伊那技術専門校の項中

機械科	6月
パソコン活用科	6月

を

機械科	6月
-----	----

に改め、同表の長野県佐久技術

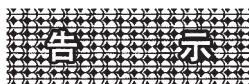
専門校の項を次のように改める。

長野県佐久技術専門校	機械加工科	1年	機械CAD加工科	6月
------------	-------	----	----------	----

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

人材育成課



長野県告示第539号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成24年7月23日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定更新年月日
スズラン薬局	松本市埋橋2-3-6	平成24年7月1日

障害者支援課

長野県告示第540号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称の変更があった旨の届出がありました。

平成24年7月23日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称	変更後の医療機関の名称	変更した年月日
松本渚寺島薬局	寺島薬局松本渚店	平成24年4月20日

障害者支援課

長野県告示第541号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成24年7月23日

長野県知事 阿部守一

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
竹村整形外科医院	下伊那郡高森町吉田471-3	平成24年6月15日
クマイ薬局	安曇野市豊科2566-5	平成24年6月30日

障害者支援課

長野県告示第542号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成24年5月6日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成24年7月23日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
みなみ信州農業協同組合 田村支店	下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地	下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地 みなみ信州農業協同組合 田村支店

会 計 課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年8月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年7月23日

長野県須坂建設事務所長 塩入信一

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上高井郡小布施町大字小布施字中町772番の2地先から 上高井郡小布施町大字小布施字中町1116番の5地先まで	旧	7.7 m	0.0245 km
同 上	新	11.8~13.8 m	0.0245 km

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 403号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字幸高字刈谷279番の11地先から 須坂市大字幸高字早道場2番の3地先まで	旧	11.6~17.4 m	0.1416 km
同 上	新	12.6~20.4	0.1416

3(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 406号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字村山字土手外662番の2地先から 須坂市大字村山字芦澤219番の2地先まで	旧	27.0~27.2 m	0.0683 km
同 上	新	27.2~54.6	0.0683

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 406号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の6地先から 須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の1地先まで	旧	7.2~9.8 m	0.2320 km
同 上	新	9.8~20.0	0.2320

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 須坂中野線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字高井字返畠573番の5地先から 上高井郡高山村大字高井字返畠569番の1地先まで	旧	7.7~10.0 m	0.0486 km
同 上	新	9.7~13.7	0.0486

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊野南志賀公園線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字中山字不動9番の1地先から 上高井郡高山村大字中山字不動48番の1地先まで	旧	7.0~12.6 m	0.5076 km
同 上	新	7.0~84.8	0.5076

7(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊野南志賀公園線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字返町2986番地先から 上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3373番の8地先まで	旧	9.4~14.8 m	0.0760 km
同 上	新	11.7~21.0	0.0760

8(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 豊野南志賀公園線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の60地先から 上高井郡高山村大字奥山田字山田入3682番の9地先まで	旧	7.4~12.6 m	0.2040 km
同 上	新	13.3~16.6	0.2040

9(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大前須坂線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字源内2657番の15地先から 上高井郡高山村大字牧字源内2657番の1地先まで	旧	15.6~16.0 m	0.0300 km
同 上	新	15.6~20.2	0.0300

10(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大前須坂線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村大字牧字上平1489番の1地先から 上高井郡高山村大字牧字上平1505番の2地先まで	旧	8.4~19.6 m	0.2965 km
同 上	新	9.0~48.5	0.2965

11(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 村山小布施停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字村山字芦澤252番の4地先から 須坂市大字村山字芦澤252番の4地先まで	旧	12.8~13.5 m	0.0036 km
同 上	新	15.0	0.0036

12(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 山田温泉線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡高山村字日影山2875番の12地先から 上高井郡高山村字日影山2875番の12地先まで	旧	6.7~7.4 m	0.0397 km
同 上	新	8.8~14.5	0.0397

13(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 相之島高山線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字日滝字丹波塚4310番の1地先から 須坂市大字日滝字地藏原4029番の1地先まで	旧	5.6~23.2 m	0.2885 km
同 上	新	13.6~23.2	0.2885

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年8月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年7月23日

長野県松本建設事務所長 手塚 秀光

1 路線名 兎川寺鎌田線

2 供用を開始する区間

松本市中条672番の1地先から

松本市鎌田一丁目4801番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成24年7月23日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年8月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年7月23日

長野県須坂建設事務所長 塩入 信一

1(1) 路線名 403号

(2) 供用を開始する区間

上高井郡小布施町大字小布施字中町772番の2地先から

上高井郡小布施町大字小布施字中町1116番の5地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年7月23日

2(1) 路線名 403号

(2) 供用を開始する区間

須坂市大字幸高字刈谷279番の11地先から

須坂市大字幸高字早道場2番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年7月23日

3(1) 路線名 406号

(2) 供用を開始する区間

須坂市大字村山字土手外662番の2地先から

須坂市大字村山字芦澤219番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年7月23日

4(1) 路線名 406号

(2) 供用を開始する区間

須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の6地先から

須坂市大字仁礼字仙仁山3153番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年7月23日

5(1) 路線名 須坂中野線

(2) 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字高井字返畠573番の5地先から

上高井郡高山村大字高井字返畠569番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年7月23日

6(1) 路線名 豊野南志賀公園線

(2) 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字中山字不動9番の1地先から

上高井郡高山村大字中山字不動48番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成24年7月23日

7(1) 路線名 豊野南志賀公園線

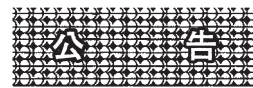
(2) 供用を開始する区間

上高井郡高山村大字奥山田字返町2986番地先から

上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3373番の8地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日
- 8(1) 路線名 豊野南志賀公園線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の60地先から
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3682番の9地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日
- 9(1) 路線名 大前須坂線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字牧字源内2657番の15地先から
上高井郡高山村大字牧字源内2657番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日
- 10(1) 路線名 大前須坂線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字牧字上平1489番の1地先から
上高井郡高山村大字牧字上平1505番の2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日
- 11(1) 路線名 村山小布施停車場線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字村山字芦澤252番の4地先から
須坂市大字村山字芦澤252番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日
- 12(1) 路線名 山田温泉線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村字日影山2875番の12地先から
上高井郡高山村字日影山2875番の12地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日
- 13(1) 路線名 相之島高山線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字日滝字丹波塚4310番の1地先から
須坂市大字日滝字地蔵原4029番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年 7月23日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年 7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県NPOセンター
- 3 代表者の氏名
山田 千代子
- 4 主たる事務所の所在地
長野市鶴賀緑町1104番地10
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域における民間非営利組織活動の発展を目指し、市民セクター自らの手による民間支援組織として、新たな市民社会の実現に向け、民間非営利組織が、地域や分野を越え幅広く活動するための基盤づくりを進めると共に、企業や行政とのパートナーシップの形成を促進することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 7月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年 7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人宅老所 赤とんぼ
- 3 代表者の氏名
森 政雄
- 4 主たる事務所の所在地
須坂市大字小河原字雁田道南沖1896番8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、痴呆性高齢者の社会的孤立感の解消及び、心身の機能維持、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事業を行うことにより、物を中心とした社会から人間を中心とした社会システムの転換と、住民主体によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課